



「らいふあっぷ習志野（生活相談支援センター）」を開設します

問合せ：保護課 担当者 下村 電話 047-453-9205

※4月から、「保護課」は「生活相談課」に課名変更します。

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、習志野市では、生活困窮者の相談支援窓口を新たに開設し、生活、家計、仕事探し等の幅広い相談に応じ、福祉サービスへのつなぎや就労支援、家計管理支援等の様々な支援を行います。

<開設セレモニー>

日時 平成27年4月1日（水） 午前11時～11時15分

場所 らいふあっぷ習志野（サンロード津田沼6階）

次第

	内容	実施者
1	市長あいさつ	宮本市長
2	来賓あいさつ	習志野市社会福祉協議会 海寶会長
3	センター長あいさつ	らいふあっぷ習志野 久保田センター長
4	看板の納品、掲示	花の実園園生、市長、センター長

※看板は、市立の障害者通所事業所「花の実園」の園生が作成した木製のものを、まず園生が市長に手渡し、次に市長とセンター長と一緒に入口に掲示する予定です。



<事業概要>

1. 機関名 らいふあっぷ習志野（【正式名称】習志野市生活相談支援センター）
2. 開設日 平成27年4月1日（水）
3. 場所 サンロード津田沼6階（習志野市津田沼5-12-12）
4. 窓口時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）
電話 047-453-2090 FAX047-406-5555
5. 対象者 習志野市に居住する方ならどなたでも
（ただし、生活保護受給者は除く→生活相談課の生保担当者が対応）
6. 運営方式 「企業組合 労協船橋事業団」への委託。支援員4名以上が常勤。
7. 実施事業
 - （1）自立相談支援事業（必須事業）
 - ・相談者の相談内容に応じて個別にプランを策定し、原則として問題の解決まで継続的に支援を行います。
 - ・支援内容は限定せず、面接、関係機関への同行、調整、他制度へのつなぎ等、様々な支援を実施し、生活困窮状態からの脱却を図ります。
 - （2）住居確保給付金（必須事業）
 - ・65歳未満の離職者等であって、所得等が一定水準以下の者に対して、最長9か月間家賃相当額を給付します。
 - （3）家計相談支援事業（任意事業）
 - ・家計収支のバランス、借金、税や公共料金の滞納等の家計に課題を抱える方に対して、家計管理の支援（家計表の作成等）、市やライフライン事業者との滞納支払調整、債務整理支援へのつなぎ、生活福祉資金貸付のあっせん等を行います。
 - （4）学習支援事業（任意事業）
 - ・中学生の高校進学支援、高校生の高校退学防止のために、個別学習支援を行います。
 - ・平日週2回（年90回以上）、夏・冬休み中の特別講習（年20回以上）をサンロード津田沼内で行います。
8. 想定する相談例（対象とする相談内容は限定せず、幅広い困りごとを受け付けます。）
 - ・生活費がギリギリで不安
 - ・仕事がなかなか見つからない
 - ・家族が引きこもっている
 - ・子どもが働かず親の年金で暮らしている
 - ・家賃の支払いに困っている
 - ・子どもを塾に通わせる余裕がない
 - ・どこに相談したらいいかわからない
 - など